

一、貸入金値上デハロクハ減シテ率ハ高ラシク、高価中ニ
 從ヒ漸次ニ率ヲサクンテ、実行スルヤト
 改正案ハ一時間十八銭以上
 三十二銭以上者ハ
 三銭五厘
 三十二銭以上者ハ
 三銭五厘
 二十五銭以上
 三銭

其他ノ事係ハ会社側ニ善意ニ依テ執行スルヤト
 二折金ノ率ハ例ニ比シテ倍々解決ラヌ(廿六日)

三、七名解雇(皆)ノ結果、
 解雇ノ率多シ、其日即チ人前年即金上シテ、
 支店ニ七人分、七〇〇円ヲ支給執行アリ、

四、勤続手当ノ脚ニ内規、

解雇時、各一箇月内規ナシ、会社ノ都合ニ依リテ相違スルカ
 自今、都合上ヲ、退職スルニ、

三年以上、五年未満ハ十八日分支給、
 会社ノ都合ニ依リテ退職スルニ、

三年以上五年未満者ハ十五日分支給、

廿五日以上者ハ解雇、要テ各一箇月内規ナシ、最モ今年
 分三名、地位ニ依リ、
 甲社若例ノ待遇ニ準ジ、
 後不依リ、待遇ニ準ジ、
 職五例ノ待遇ヲ、
 職五例ノ待遇ヲ、
 職五例ノ待遇ヲ、

甲社若例ノ待遇ニ準ジ、